

インフルエンザ予防接種利用手順

1 予防接種の予約申込み

① 院内予防接種

利用者は、東振協ホームページより契約医療機関を確認し、希望する医療機関に対し、事前に電話等により予約申込みを行う。

② 集合予防接種

利用者は、東振協ホームページより契約医療機関を確認し、希望会場を設置する医療機関に対し、事前に電話等により予約申込みを行う。

③ 出張予防接種

利用者(事業所)は、東振協ホームページより契約医療機関を確認し、電話等により事前に予約確認をしてから、利用申込書(出張予防接種用・申込者名簿)に必要事項を記入し、郵送またはFAXにより予約申込みを行う。

2 利用券・利用申込書の取得

① 当健康保険組合のホームページのリンクより東振協「インフルエンザ予防接種利用券・利用申込書発行システム」にアクセスし、必要事項を選択・入力して予防接種利用券・利用申込書を出力(印刷)する。

② ①を利用しない場合

- ・院内・集合予防接種は、当健康保険組合ホームページより予防接種利用券(手書き用)を入手し、必要事項を記載する。
- ・出張予防接種は、当健康保険組合ホームページより予防接種利用申込書(出張予防接種用・申込者名簿)を入手し、必要事項を記載する。

3 予防接種の受診

① 利用券および健康保険証等の提出

利用者は予防接種を受ける際、必ず医療機関に利用券および健康保険証等(健康保険被保険者証、マイナ保険証、資格確認書)を提出する。健康保険証等を提出できない場合は、受診できないものとする。

② 予診票の記入

利用者は予防接種を受ける際、医療機関から記入依頼された「予診票」に、該当する事項すべてについて正しく記入し提出する。

③ 予防接種

予約済の利用者は、予防接種を受診する。

※予防接種後、体調等に異変が生じた場合は医師に申し出ること。

④ 利用者負担金の支払い

利用者は予防接種受診後、当該医療機関と東振協との契約料金(上限は4,060円(税込))から、当健康保険組合の補助金額(3,000円)を差し引いた金額を医療機関に支払う。接種にあたり市区町村等の補助がある場合は併用後の金額を支払う。

4 フルミスト点鼻液(経鼻投与の弱毒生ワクチン)のワクチン接種について

今年度より、通常の皮下投与(注射)接種より高額となる「フルミスト点鼻液」の接種及び差額取扱いを一部の医療機関で対応可能としています。希望される場合は、直接契約医療機関に連絡し、差額料金を含めた対応可否をご確認ください。

なお、通常の皮下投与(注射)接種との差額については、利用者のご負担となります。

(差額については、組合の補助金額の対象外です)。